

○（協）日本シナリオ作家協会 使用料規程  ・・・指定する区分

1条 目的

2条 利用方法の区分

3条 使用料の額

1. 放送

└ (1) テレビジョン放送

└└ ① 放送事業者が、劇場用映画の放送権を取得して放送する場合

└└ ② 放送事業者が放送用映画を放送する場合

└└└ (ア) 放送事業者が自ら製作した放送用映画を放送する場合

└└└└ i. 日本放送協会

└└└└ ii. 一般放送事業者

└└└ (イ) 放送事業者が、放送用映画の放送権を取得して放送する場合

└└ ③ 放送事業者が①②以外の映画著作物を放送する場合

└ (2) ラジオ放送

└└ ① 日本放送協会がラジオ放送する場合

└└ ② 一般放送事業者がラジオ放送する場合

2. 有線テレビジョン放送

└ (1) 放送用映画の有線テレビジョン放送

└ (2) その他

3. ビデオグラム

└ (1) ビデオグラムへの複製（市販用・レンタル用・業務用）

└ (2) ビデオグラムの個人向け貸与（レンタル用）

└ (3) ビデオグラムの業務用上映（業務用）

└ (4) その他

4. その他